

Title	服部大方軼事：松崎慊堂の書簡
Sub Title	Aspects of Hattori Taiho revealed in the correspondence of Matsuzaki Kodo
Author	高橋, 智(Takahashi, Satoshi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1999
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.34 (1999. ) ,p.367- 392
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000034-0367">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000034-0367</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

\*注記・・論文中の写真について転載する場合は斯道文庫にお問い合わせ下さい。

## 服部大方軼事

### 松崎慊堂の書簡

高 橋 智

服部大方は明和七年（一七七〇）に生れ、弘化三年（一八六四）に没した漢学者である。信濃の人であるが、後に二本松藩

に仕えた。沢氏を称し、名は誼または宜、字は和甫、大方は後の号で、典学、半十郎、星溪等とも称している。京都、江戸で弟子の教育にあたり、著作も多岐に亘っている。「国書総目」等に記載される著目を概観すると、儒学書の専著よりもむしろ一般むけの大衆書のような書名が列挙されている。しかし今は、これらのひとつひとつに当ってその内容を吟味しようというのが目的ではないので、現存しまた流布している著作にはあえて言及しないが、それでは服部大方とはいったいどのような学者であったのか、それを考えなければならぬひとつの奇縁が生

じたことにより、唐突とも思われる本稿の起筆となったのである。

一昨年、斯道文庫の未整理本を仕分けていると、虫損のはげしい自筆稿本が目につき、別置して調査をと考えていたところ、仕分けの作業が進むにつれて同筆と思われる稿本が次々と芋蔓式にあらわれ、百冊の多きに達してしまつたのである。みれば、その殆どが「信濃 服部誼」と撰者を題しているのであつた。ページを繰ることもかなわないほど虫損の被害はひどく、一刻も早い修補が必要な状況であつた。

幸い慶應義塾の松永記念文化財研究基金の助成を受けることができて、これらの稿本の調査・研究のために修復の作業を専

外與舖嘉興印說時足下未嘗持一表書或曰  
 張其十二月廿九日夜蒙騎五足下引僕往常盤門  
 期在明年三月時足下被按於嘉名邸僕曰信強則  
 能償曰誰向某被則曰假幾千金於赤為幾手  
 請與係入相見僕甚喜趨足下足下首諾諸僕曰  
 曠者幾以代之而某固生不取為其甚為疑  
 下又曰向與某氏甚為須其甚僕不待已假知文  
 也曰兩出幾幾是曰若下足下曰某氏則幾之也足  
 幾曰有此幾幾亦與某氏于某川則幾不  
 至五至其為幾又質其幾于下  
 今其被按於嘉興下

皆澤九編  
 上之行連足下習書幾十言春言及家屢何其委曲  
 真靜至此也朕離八年之久所謂死生無消息傳涉  
 有年嗣者一旦得真真不可言也未敢  
 見真長深恨欲不辨不應終已也屢蒙回字足下  
 之十年前一見足下乎辨四明翁其明年足下入林  
 民盤彼以一日之幾辱在講子止而足下新進送傷  
 雖不以際置之幾外且又幾從幾書歸文何事不  
 身足下願幾幾有為第之幾有一事僕亦獨知  
 亦足下之知



門の業者に依託することが可能となったのである。

結局、その数量は全部で五二点、一〇二冊というものであった。しかも興味深いことには、「国書総目」等に載せられている著作目とはかなり趣を異にする書名ばかりなのである。「大  
学朱義弁正」「説文解字標目」「旧本七経孟子全体解義」「尚書  
説」「左氏伝箋」「毛詩翼義」等々、一見して日本儒学の研究に  
とって大いに意義ある学者であることを想像せしめるに足る稿  
本の題名と直感されるのである。無論これらの資料の補修には  
相当の時間が必要とされるわけで、補修を終えたものから順次  
内容検討と解題研究に着手していくことになっている。やかも  
すれば、時代が古いか研究価値が高いとか、稀少性に重点を  
置く文献研究が注目されることが多いなかで、こうした比較的  
新しい一学者の自筆未刊稿本の保存と整理に力を傾けることも  
また、欠かすことのできない大きな文化研究の柱であると、私  
たちは主張したのである。

斯道文庫の研究テーマと服部大方との奇しき縁はここから始  
まったのである。

ところで、本文庫が継続して掲げている研究テーマの一つに、  
江戸時代後期に興隆した日本に於ける樸学の系譜、即ち清朝の

考証学に類する地味な文献研究の源流を明らかにするというこ  
とがある。主としてその自筆稿本や書入れ本の調査に重点を置  
き、学者平生日常における読書の姿の一端を知ろうとする研究  
である。松崎慊堂、安井息軒等、本文庫の所蔵する資料を中心  
に進められているが、縁は更に不思議なもので、実は服部氏は  
慊堂と古くからの友人で一時は門を同じくした仲なのであった。  
しかもその間柄はやや複雑な経緯を持つもので、いわゆる難  
いものがあるが、兩人の学問に如何なる関連があるのかを探る  
こともまた、本研究の一環として同時代の学問の様相を知り得  
る資となるであろうし、これも深い縁のなせるわざかと感慨も  
無量になるものである。

松崎慊堂は熊本の人。明和八年（一七七二）に生れ、弘化一  
年（一八四四）に没している。すなわち服部氏とは全く同じ時  
代を生きた学者であった。伝は塩谷岩陰の「慊堂松崎先生行述」  
に詳らかで、またその日記である「慊堂日歴」（昭和四年、浜  
野知三郎翻刻）に附される浜野氏の解題に要を得ている。天明  
六年（一七八六）に江戸に上り、後に昌平黌に入って学び、ま  
た寛政の初、当時大学頭であった林述斎（明和五、天保一二  
一七六八、一八四一）の塾に入門した。述斎は美濃岩村藩の大

給松平家より林家に入った英傑で、寛政二年の異学の禁令により朱子学全盛となった学界をリードし、同九年には林家の家塾を幕府の学問所に組織化するなど、学制の充実に貢献した。朱子学を基盤としたとは言え、その冷徹な学識は「佚存叢書」の編纂等に見られるような考証学的業績をも生み、慊堂の学問の源流はまさしくこの人にあつたと断言できるのである。慊堂は、寛政五年（一七九三）に井上四明（享保八〜文政二〜一七二三〜一八一九）（井上蘭臺の養子）を通じて服部氏と知り合い、翌年には服部氏も林家塾に入り、ともに切磋琢磨して時を過すこととなった。二三・四歳の頃である。

ところが、程なく慊堂はある事件を通して林家塾の退塾を命じられることとなった。寛政七年（一七九五）六月十四日のことである。そればかりではなく、七月三日には林門の除籍を通告されるに至つたのである。慊堂の悲嘆はいかばかりであつたらうか。「我を生む者は父母、我を教え我を養う者は林氏なり。十五にして郷を出、十八にして学に入る。今に至るまで十五年、大なれば則ち講習討論し以て我が有を濬し、小なれば則ち起居息食し以て其の身を養う。恩は至大なり。義は至深なり。」と述懐するほどに林氏への敬愛は深かつたのである。その頃もち

あがつていた岩村藩や郷里熊本の細川侯にとりたててもらふ話も当然のことながら断絶せざるを得なかつた。熊本でこのうわさを知つた父母は奄然として逝去してしまつた。悲しみこれに過ぎるものはない。

後に事がやみ、寛政十一年（一七九九）には林門の復籍が成る。そして、享和二年（一八〇二）には掛川藩に仕える機会を得ることとなるが、この二十代後半に舐めた辛酸は大きな痛手となつて慊堂の心に遺ることとなる。

この発端となつた事件とは何であろうか。それは、こともあろうに林家の蔵書を質に入れてしまつたことによるのである。述齋は学規に厳格で、特にその蔵書書庫の管理には最も意を用いていたことは想像に難くなく、寛文年間に林鷲峰が弘文院の書院号を得て以来、元禄年間、大学頭として湯島の聖堂を司どるようになってからは、林家の蔵書は即ち幕府の蔵書という性格がいよいよ増し、述齋の頃は、弘文書庫の權威は頂点に達していたといつても過言ではない。そのようななかで、正確に言えば、服部氏がその挙に及び、慊堂はその保証人となつたといふことであるらしい。いずれにしても当時、彼らは窮乏甚だしく、書物を質に入れるのはごく日常のことであつたようである。

とに角、弘文の蔵書というのがよくなかった。

服部氏はこの顛末をよそに京都に身を寄せたらしく、事が起つてから八年程たつてようやく手紙が慊堂のもとに届いた。享和三年（一八〇三）のことであつた。慊堂はつとめて当時のでき事を忘れようとしていたようである。しかしながら、却つて服部氏は慊堂を責めたてたらしい。結局自分に罪を託して林門の復籍を許されたのだろうか。慊堂は筆を持たずにはいられなかつた。たちまち罫紙十枚に答書を書き連ねた。つけ加えたり、書き直したり、題して「答沢九輔」とするこの返信は果して服部氏のもとへ届けられたのであろうか。

浜野知三郎氏収集の浜野文庫（斯道文庫現蔵）に含まれるこの一冊の手記は、はからずも服部大方と松崎慊堂の人間関係を物語る貴重な資料なのであつた。貴重という表現が故人の意に叶つたものであるか否かは今は問うまい。いかな種類の人間にも怨親の思いは避けて通れず、縁が縁を呼び、こうして二人の大儒がその自筆稿本の殆どを同じ書庫の中に永遠に置かれるであらうことを思うとき、その両者の思いは単なる雑話にとらえられることなく、意義ある史実として昇華されるものと確信するからである。

よつて、ここにその全文を翻刻し、いささかその解釈を試み、服部大方を知る為の一資とらんことを願うものである。

ただ紙幅の関係上、訂正箇所等の説明はできないが、最終的に整えた慊堂の意図が汲みとれば結構だと考える。句点は朱筆で原文に加えられたもので慊堂の手と考えられる。返点や会話文の記号、また段落は翻刻者が加えたもので、更に便をはかつて人名や書名等に傍線を引いた。訓読文の傍所に附した小番号は別掲の注の番号である。多々誤読もあろうかと思うが、解説の一助となれば幸甚である。

### 答沢九輔

山士行達<sup>三</sup>足下書數千言。眷言及家累。何其委曲真摯至此也。睽離八年之久。所謂死生無<sup>三</sup>消息。伝聞有<sup>二</sup>異同者。一旦得<sup>二</sup>其真。感不<sup>レ</sup>可言也。来教見<sup>レ</sup>責良深。僕欲<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>辨。不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>終已也。畧裁回字。足下諒<sup>レ</sup>之。

(1)

十年前。一見<sup>二</sup>足下于井四明翁。其明年足下入<sup>二</sup>林氏塾。僕以<sup>二</sup>一日之長。辱<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>諸子上。而足下新進芒角顯甚。不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>僕置之度外<sup>上</sup>。且夕過從<sup>レ</sup>讀<sup>レ</sup>書論<sup>レ</sup>文。何事不<sup>レ</sup>与<sup>二</sup>足下<sup>一</sup>相謀<sup>上</sup>。僕時有<sup>二</sup>

紛華之崇。唯此一事。僕所<sub>レ</sub>独知独行。何嘗与<sub>二</sub>足下<sub>一</sub>謀而足下云。為<sub>レ</sub>僕所<sub>レ</sub>誘至<sub>中</sub>狼狽失措。不<sub>二</sub>亦誣<sub>一</sub>乎。相知日深一日。則情話今真<sub>二</sub>於昨<sub>一</sub>。

(2) 而後足下語。及<sub>三</sub>向典<sub>四</sub>明書幾部于若干金。医生某為<sub>レ</sub>保。又質<sub>二</sub>其藏書于某<sub>一</sub>。と生為<sub>レ</sub>保。僕聽而笑曰。「有<sub>レ</sub>此哉。僕亦典<sub>二</sub>某書于長谷川氏<sub>一</sub>。彼則不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>保也。曰<sub>三</sub>兩出<sub>二</sub>幾錢息<sub>一</sub>。曰若干。」足下曰。「某氏則幾分也」。足下又曰。「向典<sub>二</sub>某氏書<sub>一</sub>。某氏須<sub>二</sub>其書<sub>一</sub>。僕不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已。假<sub>三</sub>弘文藏書幾帙<sub>二</sub>以代之<sub>一</sub>。而某医生某生。不<sub>二</sub>敢為<sub>レ</sub>保<sub>一</sub>。某氏數請<sub>下</sub>与<sub>二</sub>保人<sub>一</sub>相見。僕窘甚。暗擬足下。足下肯諾諸」。僕曰。「能償諸」。曰「能問其狀」。則曰「假<sub>二</sub>數十金於桑名執事<sub>一</sub>。期在<sub>二</sub>明年三月<sub>一</sub>」。時足下教授於桑名邸。僕曰。「信然則諾」。其十二月廿九日夜鼓打五。足下引<sub>レ</sub>僕。往<sub>二</sub>常盤門外典舖某氏<sub>一</sub>。押<sub>二</sub>僕印<sub>一</sub>訖。時足下未<sub>三</sub>嘗持<sub>二</sub>一卷書<sub>一</sub>。或曰。「詩世本古義」。或曰。「百川学海此已」。假<sub>レ</sub>僕為<sub>レ</sub>保。当<sub>二</sub>其窘<sub>一</sub>則說<sub>レ</sub>僕往保也。

(3) 其明年正月僕困甚。乃用<sub>二</sub>奇園寄所寄一部<sub>一</sub>。因<sub>三</sub>前川宇久者<sub>一</sub>。假<sub>二</sub>金若干於書肆和泉屋与市<sub>一</sub>。足下亦用<sub>二</sub>筆叢一部<sub>一</sub>。同<sub>レ</sub>僕假<sub>二</sub>若干。与<sub>二</sub>足下<sub>一</sub>同典者。此是一次而已。

(4) 既而紅殘綠茂。桑名氏之金。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得矣。僕憂悶甚。足下曰。

「勿<sub>レ</sub>患。有<sub>下</sub>友在<sub>二</sub>甲郡内<sub>一</sub>者。富冠<sub>二</sub>一郡<sub>一</sub>。情義甚深。嘗約<sub>二</sub>緩急不<sub>二</sub>相捨<sub>一</sub>。此外府也。往請必得。不<sub>二</sub>毫累<sub>一</sub>足下<sub>一</sub>也。」

(5) 其五月僕於<sub>二</sub>市俊卿<sub>一</sub>假<sub>二</sub>十金<sub>一</sub>。用<sub>二</sub>幾金<sub>一</sub>償<sub>二</sub>某書于長谷川氏<sub>一</sub>。又用<sub>二</sub>若干<sub>一</sub>。償<sub>二</sub>寄所寄于与市<sub>一</sub>。而其廿七日足下告<sub>レ</sub>假入<sub>二</sub>甲<sub>一</sub>。

(6) 然弘文曝書。期在<sub>二</sub>六月中旬<sub>一</sub>。学舍所<sub>レ</sub>假。照<sub>レ</sub>數入<sub>レ</sub>庫。唯足下所<sub>レ</sub>假。鉅策數大部。徧搜<sub>二</sub>学舍及邸<sub>一</sub>。中零紙殘素。莫<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>獲徵<sub>二</sub>。責甚急。僕知<sub>二</sub>其所<sub>レ</sub>在<sub>一</sub>。亦無<sub>レ</sub>力<sub>二</sub>以償<sub>一</sub>。則計將安出。唯告<sub>二</sub>主<sub>レ</sub>書吏<sub>一</sub>曰。「告<sub>レ</sub>假十日。歸期在<sub>レ</sub>近。待<sub>レ</sub>之而問未遲也。」然以下足下因<sub>二</sub>四明<sub>一</sub>。進<sub>中</sub>於林門。則主<sub>レ</sub>書吏徵<sub>二</sub>之四明<sub>一</sub>。僕亦語<sub>二</sub>四明<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>其所<sub>レ</sub>在<sub>一</sub>。四明乃使<sub>下</sub>弟子某。從<sub>レ</sub>僕往<sub>中</sub>常盤門典舖。及和泉与市。猶有<sub>二</sub>一所<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>万屋某<sub>一</sub>。然僕不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>保則不<sub>レ</sub>知也。因審<sub>二</sub>其金本子為<sub>二</sub>幾兩<sub>一</sub>也。此在<sub>二</sub>六月上旬<sub>一</sub>。

(7) 其十三日片瀨員長。以<sub>レ</sub>書徵<sub>レ</sub>僕。密語曰。「子領<sub>二</sub>袖諸生<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>謹<sub>二</sub>名檢<sub>一</sub>。事聞<sub>二</sub>臯皮<sub>一</sub>。子其請<sub>二</sub>退塾<sub>一</sub>可也。蓋諸生在<sub>レ</sub>塾。不<sub>レ</sub>謹<sub>二</sub>名檢<sub>一</sub>者。必使<sub>二</sub>自請退塾<sub>一</sub>。未<sub>三</sub>嘗公<sub>一</sub>。然加<sub>二</sub>之罪<sub>一</sub>者。養<sub>二</sub>其廉恥<sub>一</sub>也。是為<sub>二</sub>林門旧例<sub>一</sub>。」僕乃即日上<sub>二</sub>退呈<sub>一</sub>。其明十四日允<sub>レ</sub>之。其日寓<sub>二</sub>築地小田原巷<sub>一</sub>。然猶<sub>二</sub>日往<sub>二</sub>林氏<sub>一</sub>。候<sub>二</sub>足下之歸<sub>一</sub>也。

(8) 其十八日足下旅服蕭然。問<sub>二</sub>僕僑寓<sub>一</sub>。僕之喜可<sub>レ</sub>見也。足下曰。「某日入<sub>レ</sub>甲訪<sub>二</sub>某氏<sub>一</sub>。語以<sub>二</sub>事情<sub>一</sub>。某曰。「贈<sub>下</sub>十金於<sub>二</sub>中元前<sub>一</sub>。十

金於中元後。即日不能給也。於是出甲入相。登江島以觀大海。探古鎌倉。問勝金沢而歸。訪某醫生。曾為足下為典書保者。

某曰。『汝在事不測。速去。』余今將攸然而往。適思足下故來一訪。僕曰。『別後二十余日。望足下之歸。縱令事不濟。出甲出相。賞心悅目。不亦甚邪。若事一敗。則足下置僕于何地乎。』且曰。『中元前後。二十金可果得乎。』足下曰。『必得。』僕曰。『然則足下再入甲。語某曰。『此事甚急。』』

萬一不得金。累及他人。至中元前後。則求我于枯魚肆矣。雖二十金莫所用。今幸贈二十金。不可。曰。『七金。』又不可。『五金。』亦可也。』足下曰。『謹諾。』雖然。一衫双刀。余則棍。与帶子耳。余乃脫外套。衣足下曰。『僕則有裳。可也。』足下曰。『身無一錢。』僕時困甚。同妻子仰哺老姑。老姑食作。薪米僅給。何所得財。探空櫃中。得一衫衣。此陋妻供浣濯之闕者。乃送典舖。得南鐐一片。屬足下曰。『甲距此二十余里。一宿之行也。此亦足矣。速去。得金來。』足下諾去。

僕始有喜色。曰。『我今知免連累矣。』屈指曰。『往二日。還二日。反復商量。又二日則足廿六日則來矣。』而不來者。二千五百日。忽使書來。見責良至。僕体弱瘦人也。不識足下所謂

(9)

豪傑者。大丈夫者。果如此乎。此姑置。

(10)

別十余日。片瀨員長又書召僕。至則傳祭酒之令。曰。『有故。刪升堂籍。不得登吾門。』此其七月三日事也。時足下所反書。未有一冊入弘文書庫者。員長曰。『慎之。禍猶不測。』僕問其故。不答而入。僕愕然出去。而後四明償書之举起矣。或生曰。『四明不償。將鳴之官。以盜貨從事。』或生曰。『和泉与市。將執子鳴官。』僕骨警胆落。不可奈何。

(11)

因憶客歲房州医人榎本某。懇請僕其鄉。當時拒而不從。雖然。彼信我者也。我往不可不主。而堀江秀輔。大鳥曾益。与榎本善。亦勸僕往避。以其九日。寄身于百子船。錢不可得。乃鬻足下所遺。鉄扇骨一把。僅得錢一百五十文。老姑壳熨斗。又四百文。旅裝畧弁。此間四五日。昼伏夜起。唯恐見人。鼠嘯猫吟。亦疑邏卒。鶴唳風声。皆驚捕手。始得解纜。憂懼微解。何也。員長禍不測之言。四明盜貨從事之說。使之然也。使足下易地。処僕之所。則果能泰然乎。抑怨僕乎。

(12)

在房兩月。徐得友生書。因審足下典書。悉入弘文書庫。皆四明翁經營之力也。感愧兼併。僕而後知桎梏之免。首領之保也。雖然。点汚至此。信無面目對人也。在房三年。時一

見問及者。唯友生某与亀田鵬齋二人耳。其余平素膠漆相与者。亦皆唾而去之。不<sub>レ</sub>容<sub>二</sub>于齒牙間。何也。僕既蒙<sub>二</sub>点汚非人之名<sub>一</sub>。則其至此者。固其所也。 (13)

不<sub>レ</sub>但此而已也。初祭酒薦<sub>二</sub>僕於岩邑侯<sub>一</sub>。事將<sub>レ</sub>成。以下僕之名。藉<sub>二</sub>于細川侯<sub>一</sub>。而僕私遊<sub>二</sub>于江戸<sub>上</sub>。則岩村侯之請<sub>二</sub>僕于細川侯<sub>一</sub>。必不<sub>レ</sub>得也。故使<sub>二</sub>員長私<sub>二</sub>細川侯留守某<sub>一</sub>。曰「若使<sub>二</sub>祭酒請<sub>二</sub>于侯<sub>一</sub>則可乎」留守曰「擬議答<sub>二</sub>之執事<sub>一</sub>」而大城多十郎者。熊本助教也。召<sub>レ</sub>僕告曰。「子之在<sub>レ</sub>此。熊本之士。莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知也。我將<sub>レ</sub>薦<sub>二</sub>子于侯<sub>一</sub>。子持<sub>二</sub>旧稿及上書<sub>一</sub>」又私<sub>二</sub>員長<sub>一</sub>曰。「辱<sub>二</sub>祭酒請<sub>二</sub>退藏<sub>一</sub>。恩至大也。然吾將<sub>レ</sub>薦<sub>二</sub>于吾君<sub>一</sub>。事若不<sub>レ</sub>成。則使<sub>二</sub>留守員謹復<sub>二</sub>之執事<sub>一</sub>。」事決本年八九月而已。此事在<sub>二</sub>其春<sub>一</sub>。足下所<sub>レ</sub>悉也。見<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>逐于林門<sub>一</sub>。此事亦已矣。其誰使<sub>二</sub>之然<sub>一</sub>也。 (14)

其後歸<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>。困苦窮愁。士行所<sub>レ</sub>知。不<sub>レ</sub>復<sub>レ</sub>嘸<sub>レ</sub>也。居一年而林門之籍復矣。此固可<sub>レ</sub>喜也。然又有<sub>レ</sub>尤可<sub>レ</sub>傷心<sub>一</sub>者。僕之見<sub>レ</sub>逐<sub>二</sub>于林門<sub>一</sub>之数月。事聞<sub>二</sub>于鄉里<sub>一</sub>。或曰。「盜<sub>二</sub>林氏書<sub>一</sub>」或曰。「受<sub>レ</sub>刑。」或曰。「亡命。」老親駭愕。侍養者姊一人。百方求<sub>二</sub>定信<sub>一</sub>。而山海三百里。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得也。時有<sub>二</sub>下里人流在<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>者。使<sub>二</sub>之物色<sub>一</sub>者二年。亦不<sub>レ</sub>得也。而<sub>二</sub>親愁思<sub>一</sub>。老病日侵。奄然而逝。而僕不<sub>レ</sub>知也。其明年始復<sub>二</sub>籍于林門<sub>一</sub>。而寄<sub>二</sub>信于熊本<sub>一</sub>。

方始逢<sub>二</sub>問物<sub>一</sub>色僕<sub>一</sub>者。則云「始老親。得<sub>二</sub>大城子之教<sub>一</sub>。望<sub>二</sub>歸有<sub>一</sub>日。忽然得<sub>二</sub>凶信<sub>一</sub>。遂至<sub>二</sub>以不<sub>レ</sub>起<sub>一</sub>。」嗚呼。使<sub>二</sub>老親含恤<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>開<sub>二</sub>一日之眉<sub>一</sub>。固僕不<sub>レ</sub>謹<sub>二</sub>名檢之所<sub>一</sub>致。而足下亦豈得<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>于此間<sub>一</sub>哉。 (15)

又有<sub>レ</sub>尤可<sub>レ</sub>恨者。在<sub>レ</sub>房時。聞<sub>二</sub>足下典書<sub>一</sub>。尽入<sub>二</sub>弘文書庫<sub>一</sub>。皆四明翁經營之力也。而三年前和泉与市者。一日突<sub>二</sub>入僕門<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>盜呼<sub>レ</sub>僕。不<sub>レ</sub>服。与市曰。「向<sub>二</sub>子典筆叢一部<sub>一</sub>。而四明先生召<sub>レ</sub>僕曰。「此弘文書也。彼一人者。私典<sub>二</sub>之汝<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>速持來。」我曰。「求<sub>二</sub>其本子<sub>一</sub>。」先生曰。「此盜貨不<sub>レ</sub>速持來。將<sub>レ</sub>鳴<sub>二</sub>之官<sub>一</sub>。以取<sub>二</sub>于汝<sub>一</sub>。」我不得已。附<sub>二</sub>之先生<sub>一</sub>。今而得<sub>レ</sub>子。是得<sub>レ</sub>盜也。子不<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>本子<sub>一</sub>而償<sub>レ</sub>我者。我將<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>盜鳴<sub>レ</sub>官。」問<sub>二</sub>家主之名<sub>一</sub>而去。僕時猶窮。計無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>出。乃壳<sub>二</sub>日用講書不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>無者數部<sub>一</sub>償<sub>レ</sub>之。此士行所<sub>レ</sub>知。又託<sub>二</sub>士行<sub>一</sub>一鳴<sub>二</sub>之四明<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>起卿<sub>一</sub>。則為<sub>レ</sub>僕往說<sub>二</sub>于与市者<sub>一</sub>也。至<sub>二</sub>常盤門典舖<sub>一</sub>。則僕不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>附<sub>二</sub>本子<sub>一</sub>而取<sub>二</sub>其書<sub>一</sub>乎。抑亦以<sub>二</sub>盜貨<sub>一</sub>從事乎。夫以<sub>二</sub>盜貨<sub>一</sub>從事。彼拱<sub>レ</sub>手而附<sub>二</sub>其書<sub>一</sub>。抑亦幸矣。彼不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>。持<sub>二</sub>鳴<sub>二</sub>之官<sub>一</sub>。則足下亡命。不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>往。而僕尚在<sub>二</sub>府中<sub>一</sub>。或在<sub>二</sub>房州<sub>一</sub>。人莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>知也。捕手邏卒。僕豈得<sub>レ</sub>辭哉。筆楚拷問。僕豈得<sub>レ</sub>避乎。此其勢之所<sub>レ</sub>必至。不<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>而知也。足下三月桑名之約違而知矣。五月入<sub>レ</sub>甲之言不<sub>レ</sub>

諧而知。六月再入甲之拳。乖而知矣。僕之全身而至今者。抑亦天之幸矣。

(16)

而足下陷僕于此。恐不之顧。一則出甲入相。江島鎌倉金沢之賞心悦目。二則攸然興々然。入駿入遠入京師。坐臯比講道藝。歲月之久。寸簡隻字。亦不波及則足下之視僕。猶塗人之不<sub>レ</sub>如也。僕之情義。豈不絕而恨不<sub>レ</sub>深乎。至<sub>レ</sub>返印之言。僕實語之士行起卿。足下所責良是也。雖然亦負<sub>レ</sub>冤抱<sub>レ</sub>屈。不<sub>レ</sub>能自明之言。當時自謂。足下受<sub>レ</sub>之。亦以自甘。何也。使<sub>レ</sub>僕。单独一身如足下。孤雲輾轉。何天不<sub>レ</sub>尤。其則負<sub>レ</sub>冤抱<sub>レ</sub>屈。固不足<sub>レ</sub>言。足下罪自居。亦何辭之有。家有<sub>レ</sub>累。号<sub>レ</sub>寒呼<sub>レ</sub>飢。携<sub>レ</sub>此何往。僕交友滿<sub>レ</sub>都下。其視如同抱<sub>レ</sub>者。不<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>十數人。自<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>逐<sub>レ</sub>于林門。皆視如<sub>レ</sub>臭穢之不可<sub>レ</sub>近。遇<sub>レ</sub>之于塗。則背而過<sub>レ</sub>之。當<sub>レ</sub>此時。能振<sub>レ</sub>援僕于泥塗之中者。一士行耳。次得<sub>レ</sub>起卿。此二人者。猶<sub>レ</sub>且有<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>僕之色。則僕之所<sub>レ</sub>自明者。偶然出<sub>レ</sub>乎是<sub>レ</sub>耳。

(17)

以憫<sub>レ</sub>僕者。有不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>憫<sub>レ</sub>僕而反足<sub>レ</sub>以足自咎<sub>レ</sub>者。此僕之所以嘆辭費而不<sub>レ</sub>已也。

(18)

足下書又云。僕託<sub>レ</sub>罪于足下。以自復<sub>レ</sub>于林門之籍。而解<sub>レ</sub>褐于此。則又不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>弁也。始僕之歸<sub>レ</sub>江戶也。見<sub>レ</sub>起卿于士行宅。起卿惻然憫<sub>レ</sub>僕之窮。使<sub>レ</sub>僕見<sub>レ</sub>其師高井某。進<sub>レ</sub>僕于其君。而其君旧有<sub>レ</sub>儒員。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>增也。於是某乃使<sub>レ</sub>僕医名而儒行。勲祿之及<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>日矣。有<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>僕之進<sub>レ</sub>者曰。「此見<sub>レ</sub>逐<sub>レ</sub>于林門<sub>レ</sub>者也。其必非<sub>レ</sub>善良<sub>レ</sub>也。何不<sub>レ</sub>試問<sub>レ</sub>于林公。」某乃語<sub>レ</sub>僕。僕乃使<sub>レ</sub>某生窃請<sub>レ</sub>林公。公曰。「退藏可<sub>レ</sub>惜。儒名而医行。吾門之復<sub>レ</sub>猶可<sub>レ</sub>望也。医名而儒行。此自絕<sub>レ</sub>于吾門<sub>レ</sub>也。」僕因就<sub>レ</sub>堀江秀輔。請<sub>レ</sub>于林公。書詞甚簡。有司不可<sub>レ</sub>。秀甫乃承<sub>レ</sub>意起<sub>レ</sub>草。其詞則士行所<sub>レ</sub>自睹。猶藏在<sub>レ</sub>篋笥。口之士行。其間豈有<sub>レ</sub>一語託<sub>レ</sub>罪于足下<sub>レ</sub>以自免<sub>レ</sub>乎。又況僕之罪。定<sub>レ</sub>乎退塾之時。而連累之坐。定<sub>レ</sub>乎刊籍之日。則待<sub>レ</sub>三年之後。語<sub>レ</sub>士行起卿者。以託<sub>レ</sub>罪于足下。亦果得<sub>レ</sub>乎。其所<sub>レ</sub>謂託<sub>レ</sub>罪者。不<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>僕亦典書<sub>レ</sub>乎。僕固典<sub>レ</sub>書。但隨<sub>レ</sub>典隨<sub>レ</sub>償。則典書之跡安在。雖<sub>レ</sub>今則悔。亦少年之卒氣耳。不<sub>レ</sub>敢累<sub>レ</sub>一人。不<sub>レ</sub>敢失<sub>レ</sub>其期。則加<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>其名。亦不可<sub>レ</sub>得也。豈如<sub>レ</sub>足下<sub>レ</sub>計窮術盡。至<sub>レ</sub>其發覺。則脫然去<sub>レ</sub>之。累及<sub>レ</sub>他人<sub>レ</sub>乎。

(19)

要之。足下所責。在託罪以免。而僕之所恨。則在坐累至刊藉耳。且足下以爲僕之復籍。爲利而爲之乎。生我者父母。教我養我者林氏也。十五出鄉。十八入學。至令十五年矣。大則講習討論以濬我有。小則起居息食以養其身。恩至大也。義至深也。一旦以詩誤見逐。則僕之請復。人之至情也。不然則以醫名而仕于某君。何必辭潤身之祿。而踏窮餓于六年之久乎。今之解褐于此。亦林公之憐僕之一折不奮也。又何託罪于足下乎。但有下人問僕。以當時受譴之狀者。則僕答之曰。「退塾之罪。僕之所自致。而刊藉之累。則坐于足下也。是實錄也。」不但僕之荅人以是也。雖林公之答。寡君之世子者。亦如此而已矣。足下何不自思乎。若當時桑名人約不違。郡內言不乖。則僕之罪。止于退塾。而與足下情義如旧矣。首丘之仕可得矣。父母不令恤而入地矣。不受盜書之名矣。窮苦困迫。不至七年之久矣。以桑名之約違郡間之言乖。而僕之居住進退。至不可爲。而林門之籍刊矣。林門之籍刊。而首丘之仕不可得矣。父母含恤而入地矣。僕受盜書之名于此都。而惡聲遠及三百里外矣。加之窮苦困迫七年之久矣。然猶故旧不遺。託士行以致聲于足下者。此僕之猶盡情義于足下也。而足下陷僕至

此。則情義之絕者。實足下之所自絕。而又何責僕以情義已絕之言乎。 (20)

聞吾藩之權門右族。皆足下弟子也。至大夫河野子。則至以下從政謀足下。甚幸甚幸。以僕之新仕于此也。禘袍恋々。既已使中山君走曹丘生于數百里外。固所願也。然人之浮沈得喪。天既安排了。非敢請也。唯在足下之情義如何耳。刊藉復籍。兩錄于林氏升堂藉。而大鄉金藏掌之。負盜名狼狽向房。大島与堀江實知之。以盜見罵爲足下自償者起卿士行俱知之。始裁荅書不欲言至此也而足下所責。不遺余力。則僕亦不得不自陳至此也。雖然足下之在。揚子何嘗有意陷僕乎。窮乏之極計違謀乖。使僕如云々耳。若其以好意見加。則僕何拒足下乎。足下幸思之。 (21)

此書不必求士行見之也。又不必投之水火也。僕之在窮餓焚溺之際。使足下得罪于一二友朋者。亦負冤抱屈。不能自明而然耳。其至相厄。則一也。足下所責。僕謹受之。足下亦可以自反乎否也。僕之窮餓今則少蘇。而足下猶窮也。坐臯皮講道藝。執策請業者。相繼于門。則束脩之入。亦以畧給矣。足下之得罪于一二友朋者。今則畧明。而僕之負冤抱屈。亦得以少伸矣。僕今則衰薄甚。鬢之烏者。已

有五莖七莖之白。而兒名文者。亦已就小学師。則足下亦以老矣。交友落□。甚一口。足下亦有曩時少年之樂乎。各旧好意相加。則八年前松某耳。八年前沢某耳。情義之絶。亦可<sub>レ</sub>以統<sub>レ</sub>而書跡往来。或叙<sub>レ</sub>旧情。式証<sub>レ</sub>新得。時又幅巾野服。見<sub>レ</sub>僕于隅田之上。因<sub>レ</sub>事西上。陪<sub>レ</sub>足下于洛水之厓。則其為<sub>レ</sub>樂亦豈八年前之比乎。此僕之所<sub>レ</sub>願也。不<sub>レ</sub>敢請<sub>レ</sub>耳。僕今名明復。单拳<sub>レ</sub>復字。字希孫。向在<sub>レ</sub>房山時。有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>景仰<sub>レ</sub>而易<sub>レ</sub>之。肝胆如<sub>レ</sub>裂辱<sub>レ</sub>足下之書不能<sub>レ</sub>默受<sub>レ</sub>其罪。惶恐無<sub>レ</sub>地閏月十六日益城復白

不宣

奪也疾病事故陸統相因裁報至<sub>レ</sub>今深以<sub>レ</sub>慚悚<sub>レ</sub>耳惟祈<sub>レ</sub>恕 學術

之論各有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>見非<sub>レ</sub>外物在<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>□以<sub>レ</sub>沢九<sub>レ</sub>称<sub>レ</sub>足下<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>識<sub>レ</sub>

足下今時表德為<sub>レ</sub>何漫拳<sub>レ</sub>姓号一字<sub>レ</sub>松崎退藏如<sub>レ</sub>旧向寄<sub>レ</sub>士行

書中 四月八日脱稿

(23)

### 沢九輔に答ふ

(1) 山士行、足下の書数千言を達す。眷言家累に及ぶ。何ぞ其れ委曲真摯此に至るや。睽離八年の久し、所謂死生消息無し、

伝聞異同有る者、一旦其の真を得れば、感言うべからざるなり。来教責めらるること良に深し。僕弁せざらんと欲するも終に已む能はず。畧裁の回字、足下之を諒せ。

(2) 十年前、一たび足下を井四明翁に見る。其の明年足下も林氏塾に入る。僕、一日の長を以て諸子の上に在るを辱くす。而して足下は新進にして芒角顯なること甚だしきも、僕を以て之を度外に置かず。旦夕過從して書を読み文を論ず。何事か足下と相謀らざらん。僕時に紛華の崇あり。唯此の一事のみ僕の独り知り独り行う所なり。何ぞ嘗て足下と謀らん。而るに足下、僕の為に誘はれて狼狽失措に至ると云うは、亦誣

ならざらんや。相ひ知ること日に深き一日なれば則ち情話、今、昨より真なり。

(3) 而る後、足下の語、向に四明の書幾部を若干金に典するに及ぶ。医生某が保と為る。又某の蔵書を某に質す。某生が保と為る。僕、聴きて笑いて曰く。「此有りや。僕も亦某書を長谷川氏に典するに、彼は則ち保を用ひず。兩にて幾錢の息を出すかと曰へば、曰く若干と。」足下曰く。「某氏は則ち幾分なり。」足下又曰く。「向に某氏に書を典するに、某氏其の書を須む。僕已むを得ず、弘文の蔵書幾帙を仮りて以て之に

代ゆ。而して某医生、某生は敢て保と為らず。某氏数保人と相見んことを請う。僕窮すること甚だし。暗に足下を擬す。

足下肯て諸を諾せ。」僕曰く、「能く諸を償ふか。」曰く、「能く其の状を問はん。」則ち曰く、「数十金を桑名の執事に仮らん。期は明年三月に在り。」時に足下は桑名邸に教授たり。

僕曰く、「信に然らば則ち諾す。」其の十二月廿九日夜鼓五を打つ。足下僕を引きて常盤門外の典舖某氏に往きて僕の印を押し訖はんぬ。時に足下は未だ嘗て一巻の書も持たず。或は曰く「詩世本古義。」或は曰く「百川学海此のみ。」僕を仮りて保と為す。其の窮に当れば則ち僕を説き往きて保せしむるなり。

(4) 其の明年正月、僕困ること甚だし。乃ち寄園寄所寄一部を用つて前川宇久なる者に因りて、金若干を書肆和泉屋与市に仮る。足下も亦筆叢一部を用つて僕と同一に若干を仮る。足下と同一に典するは、此是れ一次のみ。

(5) 既にして紅残緑茂、桑名氏の金は得るべからず。僕憂悶甚だし。足下曰く、「患ふる勿かれ。友、甲郡内に在る者有り。富は一郡に冠たり。情義甚だ深し。嘗て緩急相捨てざるを約す。此外府なり。往きて請えば必ず得る。毫も足下を累はさ

ず。」

(6) 其の五月、僕、市俊卿に十金を仮る。幾金を用つて某書を長谷川氏に償ふ。又、若干を用つて寄所寄を与市に償う。而して其の廿七日足下暇を告げて甲に入る。

(7) 然るに弘文の曝書は期、六月中旬に在り。学舎の仮りる所、数を照らして庫に入れしむ。唯、足下の仮りる所は鉅策数大部。徧ねく学舎及び邸を捜し、中に零紙残素も獲徴する所莫くば責めること甚だ急なり。僕、其の在る所を知るも亦以て償うに力無ければ則ち計將に安くに出さんとす。唯、書を主吏に告げて曰く、「暇を告げること十日。帰期は近くに在り。之を待ちて問うも未だ遅からざるなり。」然るに足下は四明に因りて林門に進むを以てすれば、則ち書を主る吏は之を四明に徴し、僕も亦四明に語るに其の在る所を以てす。四明は乃ち弟子某をして僕に従つて常盤門の典舖及び和泉与市に往かしむ。猶一所有り。万屋某たり。然るに僕、保たらざれば知らざるなり。因りて其の金本子の幾両たるを審らかにするなり。此六月上旬に在り。

(8) 其の十三日、片瀬員長、書を以て僕を徴し密に語つて曰く、「子は諸生に領袖たり。名検を謹まず。事臯皮に聞こゆ。子

其れ退塾を請いて可なり。蓋し諸生の塾に在るや、名檢を謹まざる者は必ず自ら請いて退塾せしむ。未だ嘗て公ならず。然るに之に罪を加えるは其の廉恥を養うなり。是林門の旧例たり。」僕は乃ち即日退塾を上り、其の明十四日之を允さる。其の日、築地の小田原巷に寓す。然るに猶日に林氏に往くがごとし。足下の帰るを候つなり。

(9) 其の十八日、足下旅服蕭然として僕を僑寓に問う。僕の喜び見るべきなり。足下曰く、「某日甲に入り某氏を訪ね、語るに事情を以てす。某曰く『十金を中元前に、十金を中元後に贈らん。即日給する能はず。』是に於いて甲を出で相に入る。江島に登り、以て大海を觀、古を鎌倉に探り、勝を金沢に問いて帰る。某医生を訪ね。曾て足下の為に書を典するの保と為りし者なり。某曰く、『汝、事測らざるにあり。速やかに去れ。』余、今將に悠然として往かんとするに、適足下を思い、故に來り一たび訪ねたり。」僕曰く、「別れて後二十余日。日々足下の帰るを望む。縦令事済まざれども、甲を出で相を出で、心を賞で目を悦ばすは亦甚だしからずや。若し事、一たび敗れば則ち足下僕を何れの地に置くや。」且曰く、「中元前後、二十金果して得べきや。」足下曰く、「必ず得ん。」僕曰く、「然らば則ち足下再

び甲に入り、某に語りて曰へ、『此の事甚だ急なり。万一金を得ざれば累は他人に及ばん。中元前後に至らば則ち我を枯魚肆に求めよ。二十金は用いる所莫しと雖も今幸に十金を贈れ。』と。可かざれば、『七金』と曰へ。又可かざれば、『五金』も亦可なり。」足下曰く、「謹みて諾す。」然ると雖も一衫双刀にして余は裨と帶子のみ。余乃ち外套を脱いで足下に衣せて曰く、「僕は則ち裳有り。可なり。」足下曰く、「身に一錢無し。」僕時に困ること甚だし。妻子と同一に仰いで老姑を哺す。老姑の食作は薪米僅かに給せらる。何ぞ財を得る所あらん。空櫃中を探せば一衫衣を得る。此れ陋妻の浣濯の闕に供する者なり。乃ち典舗に送り、南鐐一片を得て、足下に屬して曰く、「甲は此を距つること二十余里。一宿の行なり。此も亦足らん。速かに去れ。金を得て來れ。」足下諾して去る。

(10) 僕始め喜色有りて曰く、「我今連累を免るるを知る。」屈指して曰く、「往くに二日、還るに二日。反復商量して又二日なれば、則ち足らん。廿六日には則ち來らん。」而して來らざること二千五百日。忽ち使書來り、責めらるること良に至れり。僕、体弱瘦の人なり。識らず、足下のいわゆる豪傑な

る者、大丈夫なる者は果して此の如きか。此は姑く置かん。

(11) 別れて十余日、片瀬員長又書ありて僕を召す。至れば則ち祭酒の令を伝えて曰く、「故有り。升堂の籍を刪らん。吾門に登るを得ず。」此其れ七月三日の事なり。時に足下の仮りる所の書、未だ一冊の弘文書庫に入る者有らず。員長曰く、「之を慎め。禍は猶お測らざるがごとし。」僕其の故を問ふ。答へずして入る。僕愕然として出で去んぬ。而して後に四明、書を償うの挙起りぬ。或生曰く、「四明償わず。將に之を官に鳴らすに盜貨従事を以てせんとす。」或生曰く、「和泉与市、將に子を執りて官に鳴らさんとす。」僕骨警胆落し奈何ともするべからず。

(12) 因りて憶ふ。客歳、房州の医人榎本某、懇に僕を其の郷に請う。当時拒んで従はず。然ると雖も彼は我を信ずる者なり。我往きて主たらざるべからず。而して、堀江秀輔、大島曾益も榎本と善く、亦僕に往き避けんことを勧む。其の九日を以て身を百子船に寄す。銭は得べからず。乃ち足下の遺す所の鉄扇骨一把を鬻ぎ、僅に錢一百五十文を得る。老姑は鬻斗を売り、又四百文。旅装略弁ず。此間四五日、昼伏して夜起きる。唯人を見るを恐るのみ。鼠囓猫吟も亦た邏卒か

と疑う。鶴唳風声、皆捕手を驚かす。始めて解纜を得、憂懼微解く。何ぞや。員長の禍測らざるの言、四明の盜貨従事の說。之をして然らしむるや、足下をして地を易へ僕の処る所に処らしむれば、則ち果して能く泰然と□□せんか、抑僕を怨むか。

(13) 房に在ること兩月、徐に友生の書を得る。因りて足下の典書は悉く弘文書庫に入るを審らかにす。皆、四明翁經營の力なり。感愧兼ね併す。僕、而る後、桎梏の免、首領の保を知るなり。然ると雖も点汚此に至るは信に面目の人に対する無きなり。房に在ること三年、時に一見問及する者は、唯友生某と亀田鵬齋の二人のみ。其の余は平素膠漆相ともにする者も亦皆唾して之を去り、齒牙の間に容れざるは何ぞや。僕既に点汚非人の名を蒙れば則ち其れ此に至るは固に其の所なり。

(14) 但に此のみにあらず。初め祭酒、僕を岩邑侯に薦む。事將に成らんとす。僕の名は細川侯に籍ありて、僕、私に江戸に遊べば則ち岩村侯の僕を細川侯に請えば必らず得ざるなり。故に員長をして細川侯の留守某に私にせしめて曰く、「若し祭酒をして侯に請はしめば則ち可ならんか。」留守曰く、「擬

議して之を執事に答へん。」而して大城多十郎なる者、熊本の助教なり。僕を召し告げて曰く、「子の此に在るは、熊本の士知らざる莫し。我将に子を侯に薦めんとす。子、旧稿及び上書を持せよ。」又員長に私にせしめて曰く、「祭酒の退蔵を請うを辱くす。恩は至大なり。然るに吾將に吾君に薦められんとす。事若し成らざれば、則ち留守員をして謹みて之を執事に復さしめん。」事決するは本年八九月のみ。此の事は其の春に在り。足下の悉す所なり。林門を一逐され、此の事も亦た已みぬ。其れ誰か之を然らしむるや。

(15) 其の後、江戸に帰るや、困若窮愁は士行の知る所なり。復た呶々せず。居ること一年にして林門の籍復す。此れ固に喜ぶべきなり。然るに又尤も傷心すべきことあり。僕の林門を逐はるるの数月、事は郷里に聞こゆ。或は曰く、「林氏の書を盗むなり。」或は曰く、「刑を受くるなり。」或は曰く、「亡命するなり。」老親駭愕せり。侍り養う者は姉一人なり。百方に定信を求めて山海三百里なるも得るべからず。時に里人の流れて江戸に在る者有り。之をして物色せしむること二年。亦た得ざるなり。而して二親は愁思し、老病日に侵され、奄然として逝く。而れども僕知らざるなり。其の明年始めて籍

を林門に復す。而して信を熊本に寄せ、方に始めて僕を物色する者に逢い問へば則ち云ふ、「始め老親、大城子の教を得て、帰るに日有るを望む。忽然として凶信を得、遂に以て起たざるに至る。」嗚呼、老親をして含恤し、一日の眉を開く能わざらしむ。固に僕、名檢の致す所を謹まず。而して足下も亦豈に此間に造る無きを得んや。

(16) 又尤も恨む可きことあり。房に在る時、足下の典書、尽く弘文書庫に入るを聞く。皆四明翁経営の力なり。而るに三年前、和泉与市なる者、一日僕の門に突入し、盗を以て僕を呼ぶ。僕服さず。与市曰く、「向に子の筆叢一部を典するに、而して四明先生僕を召して曰く、『此れ弘文の書なり。彼二人は、私に之を汝に典す。汝速やかに持ち来れ。』我曰く、『其の本子を求めん。』先生曰く、『此の盜貨、速かに持ち来らざれば、將に之を官に鳴らし、以て汝に取らん。』我已むを得ず、之を先生に附す。今にして子を得る。是れ盜を得るなり。子、本子を合して我に償はざれば、我将に盜を以て官に鳴らさんとす。」家主の名を問いて去る。僕時に猶窮す。計の出す所無し。乃ち日用講書の無きべからざる者数部を売りて之を償ふ。此士行の知る所なり。又士行に託して一たび

之を四明に鳴らす。起卿に至りては則ち僕の為に往きて与市なる者に説けり。常盤門典舗に至りては則ち僕、本子を附して其の書を取るを知らざるか、抑亦盗貨を以て従事するか。夫れ盗貨を以て従事すれば、彼手を拱こまぬきて其の書を附せば、抑亦幸なり。彼可かかずして之を官に鳴らせば則ち足下亡命して往く所を知らず。而るに僕は尚府中に在り。或は房州に在り。人知らざるなし。捕手邏卒も僕豈に辞するを得んや。箠楚拷問も僕豈に避くるを得んや。此れ其の勢の必ず至る所なり。今日に至らずして知るなり。足下三月桑名の約違ひて知るならん。五月甲に入るの言諾ならずして知る。六月再び甲に入るの挙、乖あやいて知るならん。僕の身を全うして今に至ること、抑亦た天の幸ならん。

(17) 而して足下の僕を此に陥すは、恐らく之を顧みず。一は則ち甲を出で相に入り、江島鎌倉金沢の心を賞で目を悦ばす。二は則ち攸々然興々然として駿うまに入り遠に入り京師に入る。臯比に坐して道藝を講じて歳月の久しきも、寸簡の隻字も亦波及せざれば、則ち足下の僕を視ること猶塗人の如かざるがごとし。僕の情義は豈に絶えずして恨み深からざらんや。仮印の言に至りては僕実に之を士行・起卿に語る。足下の責む

る所も良に是れなり。然ると雖も亦冤を負い屈を抱き、自らは之を明らかに言う能はず。当時自ら謂ひ足下之を受く。亦以て自ら甘んじるは何ぞや。僕をして単独一身足下の如く孤雲輾ころもせしむれば、何の天か尤とがめざらん。其れ則ち冤を負い屈を抱くは固に言うに足らず。足下の罪は自ら居るも亦何の辞か之有らん。家に累有り。寒を号して飢を呼ぶ。此を携えて何くに往かん。僕の交友は都下に満つ。其れ視ること同抱の如き者、十数人を下らず。一たび林門を逐ひわれてより、皆視ること臭穢の近づくべからざるが如し。之に塗に遇えば則ち背きて之を過ぐ。此の時に当り、能く僕を泥塗の中より振援する者は、一に士行のみ。次いで起卿を得。此の二人は猶且つ僕を疑うの色有るがごとければ、則ち僕の自ら明らかにする所の者も偶然に是より出ずるのみ。

(18) 足下既に己に僕を實□に陥せば、則ち其の虚名の、吾一二の朋友におけるも亦何ぞ辞するを得んや。然して足下の僕を誘そふること此に至るは、蓋し八年前の情状を怨むのみ。八年後の情事を怨まざるのみ。足下閑処に静坐し、当日の情状を思へ。又時に士行を引きて八年後の情事を問へ。之を否むに此の□の言う所を以てすれば、則ち必ず僕を咎とがむるに足らずし

て、反つて以て僕を憫むに足る者にして、僕を憫むに足らずして反て以て自ら咎むに足る者有らん。此僕の嘆辭費して已まざる所以なり。

(19) 足下の書に又、僕、罪を足下に託し、以て自ら林門の籍に復し、而して此に解褐す、と云えば、則ち又弁せざるべからざるなり。始め僕の江戸に帰るや、起卿を士行の宅に見る。起卿惻然として僕の窮を憫み、僕をして其の師高井某に見えしむ。某、僕を其の君に進む。而して其の君に旧儒員有り。増すを得ず。是に於いて某は乃ち僕を医名にして儒行ならしむ。勲禄の日有るに及んで、僕の進に問する者有りて曰く、「此れ林門を逐はるる者なり。其れ必ず善良に非ざるなり。何ぞ試みに林公に問はざらん。」某、乃ち僕に語る。僕乃ち某生をして窃かに林公に請わしむ。公曰く、「退蔵惜しむべし。儒名にして医行なら吾門の復も猶望むべし。医名にして儒行は此れ自ら吾門を絶つなり。」僕困りて堀江秀輔に就いて林公に請う。書詞甚だ簡にして有司きかず。秀輔乃ち意を承けて草を起こす。其の詞は則ち士行の自ら睹る所にして、猶蔵して篋笥に在り。□之士行、其の間豈に一語の罪を足下に託して以て自ら免るる有らんや。又況や僕の罪、退塾の時

に定まりて、連累の坐は刊籍の日に定まれば、則ち三年の後を待ちて士行・起卿に語れば、以て罪を足下に託するも亦、果して得んや。其れ所謂罪を託するとは、僕も亦典書するを云わざるか。僕、固に書を典す。但し典に隨いて償に隨えば則ち典書の跡いず安くに在らん。今は則ち悔いると雖も亦少年の卒氣のみ。敢て一人を果せず。敢て其の期を失せずんば則ち之に加えるに其の名を以てするも亦得るべからざるなり。豈に足下の如く計窮まり術尽きて、其の發覺するに至れば則ち脱然として之を去り、累、他人に及ぼさんや。

(20) 之を要するに、足下の責むる所は罪を託して以て免るるに在り。而して僕の恨む所は則ち累に坐して刊籍に至るに在るのみ。且足下以為僕の復籍は利の爲にして之を為すかと。我を生む者は母。我を教え我を養う者は林氏なり。十五にして郷を出、十八にして学に入り、今に至るまで十五年。大なれば則ち講習討論して我が有を濬す。小なれば則ち起居息食し以て其の身を養う。恩は至大なり。義は至深なり。一旦、詩の誤りを以て逐はるれば則ち僕の復を請うは人の至情なり。然らざれば則ち医名を以て某君に仕へん。何ぞ必ずしも潤身の禄を辞せんや。而して窮餓を六年の久しきに踏むにおいて

をや、今の此に解掲するも亦林公の僕の一折して奮はざるを憐むなり。又何ぞ罪を足下に託さんや。但、人、僕に問ふに当時受譴の状を以てする者有り。則ち僕、之に答へて曰く、「退塾の罪は僕の自ら致す所にして刊籍の累は則ち足下に坐するなり。是実録なり。」但、僕の人に答ふるに是を以てするのみならざるなり。林公の、寡君の世子に答ふるも亦此の如きのみ。足下何ぞ自ら思わざらんや。若し当時、桑名人の約違はず、郡内の言乖かざれば則ち僕の罪は退塾に止まる。而して足下との情義も旧の如し。首丘の仕も得るべし。父母恤を含まずして地に入る。盗書の名も受けず。窮苦困迫七年の久しきに至らず。桑名の約違にして郡間の言乖くを以て、僕の居住進退、為すべからざるに至る。而して林門の籍刊らる。林門の籍刊られて首丘の仕も得るべからず。父母恤を含んで地に入る。僕、盗書の名を此都に受く。而して悪声遠く三百里の外に及ぶ。之に加えて窮苦困迫七年の久しきを以てす。然るに猶故旧遺れず。士行に託して以て声を足下に致すこと、此れ僕の猶情義を足下に尽すなり。而して足下僕を陥して此に至れば、則ち情義の絶ゆる者は、実は足下の自ら絶つる所にして、又何ぞ僕を責めるに情義已に絶ゆるの言を以

てするや。

(21) 聞く。吾藩の権門右族は皆足下の弟子なり。大夫河野子に至りては則ち政に従ふに足下に謀るを以てするに至る。甚だ幸いなり甚だ幸いなり。僕の新たに此に仕ふるや、稀袍恋々。既に已に中山君をして曹丘生を数百里の外に走らしむるなり。固に願ふ所なり。然るに人の浮沈得喪は天既に安排し了んぬ。敢て請ふに非ず。唯足下の情義如何にあるのみ。刊籍復籍は、兩ら林氏升堂の籍に録されて大郷金蔵之を掌る。盗名を負い狼狽して房に向ふは、大島と堀江実之を知る。盗を以て罵せらるるは、足下の為に自ら償う者にして、起脚・士行俱に之を知る。始め答書を裁し言うを欲せざるも此に至るや、足下の責むる所余力を遺さずんば、則ち僕も亦自ら陳べざるを得ずして此に至るなり。然ると雖も、足下の在るは、子を揚げて、何ぞ嘗て意は僕を陥すに有らんや。窮乏の極みに計違いて謀乖る。僕をして如し云々せしむるのみならば、若し其れ好意を以て加えらるれば、則ち僕何ぞ足下を拒まんや。足下幸いに之を思へ。

(22) 此書は必ずしも士行之之を見るを求めず、又必ずしも之を水火に投ぜざれ。僕の窮餓焚溺の際にありて、足下をして罪

を一二の友朋に得さしむることも亦<sup>また</sup>冤を負い屈を抱き自ら明らめる能はずして然るのみ。其れ相厄するに至れば則ち一なり。足下の責むる所は僕謹みて之を受く。足下も亦<sup>また</sup>以て自ら否を<sup>かえりみる</sup>反べし。僕の窮餓は、今は則ち少しく蘇<sup>よみがえ</sup>れり。而して足下猶窮すると雖も、臯皮に坐し道藝を講ず。策を執り業を請ふ者、門に相継げば、則ち束修の入も亦<sup>また</sup>以て略給するなり。足下の罪を一二の友朋に得るは、今は則ち略明<sup>ほ</sup>らかなり。而して僕の冤を負い屈を抱くも亦<sup>また</sup>以て少伸を得るなり。僕、今は則ち衰薄甚だし。鬢の烏なる者已に五莖七莖の白有るなり。而して児の名、文なる者も亦<sup>また</sup>已に小学の師に就けば、則ち足下も亦<sup>また</sup>以て老いたり。交友落□。甚一□。足下も亦<sup>また</sup>曩<sup>4</sup>時の少年の楽有るや。各旧<sup>おのおの</sup>の好意相加ふれば、則ち八年前の松某のみ。八年前の澤某のみ。情義の絶も亦<sup>また</sup>以て続くべし。而して書跡往来し、或は旧情を叙べ或は新得を証す。時に又幅巾野服にて僕を隅田の上に見ん。事に因りて西上すれば、足下を洛水の厓<sup>きし</sup>に陪せん。則ち其れ楽たることも亦<sup>また</sup>豈に八年前の比ならんや。此僕<sup>これ</sup>の願う所なり。敢て請はざるのみ。僕、今、名は明復。単に復字を挙ぐ。字は希孫。向に房山に在る時、景仰する所有りて之を易へたり。肝胆裂辱の如き足下の

書、黙して其の罪を受ける能はず。惶恐無地。閏月十六日、益城の復、白す。

(23) 不宣

奪なり。疾病事故、陸続と相ふ。因りて裁報今に至る。深く慚悚を以てするのみ。惟恕を祈る。學術の論は各<sup>おのおの</sup>見る所有りて、外物の□所に在るに非ず。沢九を以て足下を称するは、足下今、時に表徳の何たるを識<sup>し</sup>らず、漫<sup>みだ</sup>りに姓号一字を挙ぐるなり。松崎退蔵は旧<sup>もと</sup>の如し。向<sup>まき</sup>に士行の書中に寄す。四月八日脱稿

注

(1) 山辺士行、謙堂の友人。伝未考。

2 返信。

(2)

1 寛政五年(一七九三)

2 井上蘭臺の子、四明。文政二年に九七歳で没す。蘭臺はかつて享保年間に林鳳岡(第三代大学頭)のもと、官庫の凶書

整理に尽力した経歴があり、学は必ずしも宋学によらず、門人に井上金峩があり、後に山本北山・大田錦城等の考證学的学風を生んだ。慊堂も服部氏とともに井上四明宅に出入りしていた。林氏塾への入塾も井上氏の介を経ているのであろう。

3 大きなわざわい。これよりその一部始終を説明するのであるが、あくまでも自分の責任であって服部氏と相い謀って為したことはないと主張する。

(3)

1 典・質、ともに質草として質に入れること。質屋を典鋪と言った。

2 服部氏は林家の蔵書（弘文）をひとまず借りて質の種とした。勿論すぐにとり戻すつもりであったのだろうが、保証人となる人がいなかったため、慊堂にその役をお願いしたのである。

3 桑名藩、その江戸藩邸に出入りしていたのであろう。

4 すなわち寛政六年の年末。

5 明の何楷による「詩経」の注釈書。内閣文庫に明崇禎一四年序刊本がある。大部二五冊である。

6 宋の左奎の編になる種々な内容からなる書物を集めた叢書。

内閣文庫に明弘治一四年序刊本がある。三十巨冊である。林家の蔵書は概ね内閣文庫にひき継がれているから或はそのものであるかも知れない。また、明版の巨冊であるから金額も相当なものと想像される。

(4)

1 すなわち寛政七年（一七九五）の正月。

2 寄園寄所寄は清の趙吉士が輯録した説話の書名。十二巻。

3 筆叢は明の胡応麟の編になる叢書の名。

(5)

1 甲斐の国、今の山梨県。

2 貨財を司る人。

(6)

1 同じく寛政七年。

2 市野迷庵、明和二年〜文政九年（一七六五〜一八二六）、

慊堂の友人で蔵書家、校勘家。「正平版論語」を覆刊、校異を作製した。

3 質草の書物をとり返すこと。この時点で、慊堂は自らの責任で為した借金を清算した。かくして、五月二十七日に服部氏は金策の為に旅立った。

(7)

- 1 林家の蔵書の虫ぼし。点検をする機会でもある。
- 2 慊堂は服部氏をかばい、旅より帰れば必ず書物を返上しに参るであろうと弁解したが、書吏は厳格であった。
- 3 万屋某の質については保証人になっていないので不明である。

(8)

- 1 寛政七年六月十三日。林塾の執事から嚴重な注意を受けた。服部氏の質入れの保証人となったことに対してである。これは慊堂自らが林家の蔵書を貸出して質草にしたと同等の罪と見做されたのである。即ち、六月十四日退塾の願いを出させられ、受理されることとなった。

(9)

- 1 陰曆七月十五日。
- 2 相は相模の国。今の神奈川県。
- 3 金沢八景
- 4 退塾の憂き目に遭いながら、服部氏の朗報に明るい期待を持っていたが、結果は不成功、そればかりでなく観光旅行をたのしんで来たとあって、慊堂も立腹この上ない様子であった。

た。

- 5 枯魚肆はひものを売る店。中元まで待っていたらひからびてしまふ、と。
- 6 衫はひとえ。棍はしたばかま。帯子はおび。外套を与え、更に金銭も与えて、金策に走るようにせかしたのである。
- 7 妻の衣で洗濯の着がえ用のものも質にいられて南鐐（上質の銀貨）を得、服部氏に与えた。

(10)

- 1 寛政七年の六月十八日に旅から戻った服部氏に、再び旅に出ることを要請し、六日もあれば往復できるだろうから、六月の二六日には戻ってこられるはずだ、と思ったのであるが、結局それつきり音沙汰がなく、七年余りも経過した享和二・三年の頃になってようやく手紙が届いたのであった。しかも逆に慊堂は手紙の中で責められてしまったのである。

(11)

- 1 寛政七年の七月三日に慊堂は林門を除籍させられてしまった。
- 2 慊堂が仮りたわけではないのであるが、共犯と見なされたのであろう。慊堂には納得がいかなかった。

3 井上四明は、書を取り戻すどころか、慊堂を盗みの罪で訴えようとしている、と噂する者もあった。又、和泉与市が慊堂を訴え出ようとしているという噂もあった。

(12)

1 寛政七年の七月九日。

2 アイロン。

3 小さな音も自分を捕らえる兵の音かと思ってしまう。

4 出帆。

5 片瀬員長が、禍ははかり知れないぞと言った言葉、井上四明が自分を訴えようとしているという噂、一体全体、どういう事なのだろうか。

(13)

1 感激と慙愧の念が入り混じる。

2 極刑をまぬかれること。

3 寛政七年から十年にかけて。

4 宝暦二年〜文政九年（一七五二〜一八二六）井上金峩（蘭台の子）の弟子。詩文や書でも著名な儒者。

5 友人にも相手にされなくなったのは、汚名を得てしまったのだから仕方がないが、わざわざはそれだけではなかった。

(14)

1 林述齋、第八代大学頭。

2 慊堂の招聘に関して、岩村侯が直接細川侯に頼むよりも、述齋に頼んでもらった方が良いのではないかと。それに対して細川侯の留守人は聞いてみましょう。ということになった。ところが今度は、熊本藩に仕えるべきで、侯に推薦してみようという声も出てきたのである。

3 そこでまず細川侯に仕える可否を待って、もしそれが否であれば、もう一度林塾を通じて岩村侯の話を進めてもらえなだろうかと片瀬員長に相談したのである。

4 寛政七年の八・九月頃には結論が出るはずであったが、その七月に林門を除籍になってしまったのは当然沙汰止みになってしまったのである。

(15)

1 房総に帯在したのが三年であるから寛政十年頃に江戸に戻り、その後一年経って、であるから寛政十一年頃に復籍が成ったと考えられる。その間、既に、両親は慊堂の安否に思いを馳せながら世を去っていた。

2 大城多十郎。慊堂を熊本侯に推薦した人。

- 1 この文を成す三年前であるから、寛政十二年のことであろう。
- 2 和泉与市の言い分は、「筆叢」を質草にした時に（実は筆叢は服部氏が質に入れたもので、慊堂は寄園寄所寄を質に入れたのであって、寄園寄所寄は既に金子を用いて取り戻してあった。）井上四明が、これは林家の書であるから即刻引き渡せと言ってきたので、金はどうなるのかとたずねるとこれは盗品ということだからお上に訴えるぞと忠告されたので仕方なく筆叢をかえしたのだ。貸したお金を返してくれなかつたら、そなたを訴えまするぞ、というのであった。
- 3 この筆叢の質代を、自らの身の回りの工具書売ることで和泉屋与市に支配ったわけである。
- 4 以下、起卿の名で見えるが、市俊卿、即ち市野迷庵であろう。
- 5 常盤門典舗（慊堂が保証人とならされた店で質草は大冊の漢籍であった。）の場合は、盗品と言うことになるのであれば、書物を返却してもらえばまだしも幸であるが、訴え出ようとしたので、典者たる服部氏が行方不明ということであれ

ば、責める所は自分（慊堂）にむかってくるのは当然であった。

- 6 しかし、こうなることは既に桑名氏からの金策が成功しない時点でわかっていたことであろうに。

(17)

- 1 寛政七年の六月に再び金策に赴くと言って旅立ったきり、服部氏は駿河から遠江に抜けて京都に上った。京では儒者として講席を設け、一家を成したものの、一信も寄こすことなく自分（慊堂）を忘れていたと言うのであろうか。

- 2 ここからは、慊堂の本心がにじみ出ている個所である。典舗の保証人として印を押されてしまったこと、しかしそれも今や言い訳にはならない。しかしながら君自身の罪は君が一番よく知っているはずである。漂浪して行方不明になることなど、到底できることではないはずだ。

- 3 結局、実状を話できたのはこの二人だけであった。彼らが自分の罪をはらしてくれることになったのである。

(18)

- 1 服部氏の手紙を読んで感じるのは、八年前の、保証人になるならぬの事を責めうらんでいたのであって、その後自分が

うけた仕打ちや今の感情に対してはどうとも思っていないようである。あの事以来の経過を士行に問え。僕を責めるどころか、憫むべきであり、いや君自身の罪も自覚することであろう。

(19)

1 服部氏はもう一つ慊堂を責めるのに、今、慊堂が掛川藩に仕える（解褐）のは、自分（服部氏）にだけ罪を託して林門の譴責を逃れたのであらうと。これには一言申したいというのである。

2 邪魔をする者がいたのである。

3 寛政十年頃に江戸に帰り、約一年後には復籍しているから、その間の事であらう。林述齋も既に事の真相は知る所であつたらうから、慊堂のなりゆきを見守っていたのである。

4 林公への上書は士行が全て目にしてゐる。服部氏に罪をなすりつけるようなことをするわけがないことは士行がよく知っている。

5 質に書を入れ、また金を返済して書を取り戻すこと。

6 だれにも迷惑をかけず期日を守って返済すれば何の罪も得るものではない。まして君のようにいったん発覚したら身を

遠ざけるなど思いもよらぬことである。

(20)

1 刊はけずる。除籍。ここでもう一度整理すると、寛政七年六月十四日に退塾、同七月三日林門除籍、寛政十一年復籍であつた。

2 明和八年（一七七二）生れであるから、天明五年（一七八五）が十五歳、天明八年が十八歳、今はその十五年後で享和三年（一八〇三）、すなわち三十三歳ということになる。一説に江戸に遊学するのは十六歳であると。

3 寛政七年の不遇以来である。享和二年二月（一八〇二）に掛川藩の伺候が決つた。

4 自分（慊堂）がこのように説明するだけでなく、林述齋もまた伺候の際の推薦に当つてはこのように説明して下さつたのである。

(21)

1 禘は宗廟の祭。諸侯の祭に参加したい、とは伺候の念が強かつたこと。

2 曹丘生は漢代の人で、弁に秀で、季布の名を高からしめ有名にしたという故事がある。人の世話をする達人の意として

用いる。

(22)

1 この手紙は、士行に見てもらわずともよいし、又捨てるに  
も及ばない。

2 わざわいを被ったという点においては我々ともに同じこと  
である。

3 入門の際の進物。

4 さきの、かつての。

5 頭巾。

6 かつての事はさて置いて、昔時の交遊に復したいという温  
かな心が表現されている。

(23)

1 不宣は手紙の末に附す語。奪は訛奪の略で乱筆乱文失礼い  
たします、という意。諸事情があつて返書が遅れたがゆるし  
て下さいと。沢九と題したけれどもそれは今の貴君の身分を  
寡聞にして知らず。知る所の姓で書しただけのことである、  
と。服部氏は既に京でかなりの名声を得ていたようである。